

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言期間中の事業所の継続運営について

1 緊急事態宣言発令後のサービス提供について

新型コロナウイルスのまん延により、令和2年4月7日に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、先日、5月末日まで延長されました。

本市といたしましては、介護サービス事業所が提供するサービスは、利用ができなくなれば、高齢者の身体機能や認知機能の低下といった心身の状態へ悪影響が生じるおそれがあるだけでなく、家族など介護者への負担増の結果、生活や生命維持が危ぶまれるケースも起こり得るものであり、緊急事態宣言期間中における事業の継続運営を引き続きお願いするものです。

各事業所におかれましては、より一層の感染拡大防止の取組（従事者の健康観察、風邪症状等のある従事者の出勤停止措置、利用者に風邪症状等がある場合の利用抑制、密閉・密集・密接を避けて行動することの徹底など）を実施いただきますようお願いいたします。

なお、従事者や利用者に新型コロナウイルスに感染した者等が発生し、一時的な休止措置を取ることが必要になる場合も想定されます。そのような場合、他サービスの移行も想定されることから、通所介護事業所等と訪問介護事業所等の間で連携し、必要なサービス提供が継続できるよう対応をお願いいたします。

2 休業する場合の手続きについて

事業所がコロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず休業する場合は、必ず本市への報告及び届出をお願いいたします。

休業する場合は、まずお電話にてご一報いただき、本市ホームページの回答フォームにより介護保険課あてに休業の報告をお願いいたします。併せて、休業日が決定され次第、「廃止・休止届出書」及び「利用者・入所者名簿」の提出をお願いいたします。休業報告の回答フォーム及び「廃止・休止届出書」のダウンロードページは、裏面記載のとおりです。

なお、休業の際には、通所介護から訪問介護に切り替える等、利用者の身体状況等を考慮し、利用者への影響を少なくするための対応を検討して下さい。

さいたま市ホームページ

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険
> 指定申請・共通 > 介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ 3
「新型コロナウイルス感染症の影響による休業報告について」

URL : <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p071828.html>

【担当】

保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

百澤 櫻井 神谷 高橋

電 話 048-829-1265

ファックス 048-829-1981

メール kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp